

【国の基準による訪問型サービス】

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

柏市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11		(1)1週に1回程度の場合	1.176	
A2	1211	訪問型独自サービス12	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	2.349	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3.727	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	-12
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合		-23	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算 (1月1回まで算定可能)	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		(1)1週に1回程度の場合	39	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	77	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	123	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	-1
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	(2)1週に2回程度の場合		-1	1日につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	(3)1週に2回を超える程度の場合		-1	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	